

社会福祉法人ひびき福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひびき福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員：理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員：役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等：役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員：定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等：報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは区分されるものとする。
- (6) 費用：職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

また、当法人の事業所長及び職員を兼ね、職員給与が支給されている役員については、職員給与規程に基づき、賞与及び退職手当を支給する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員及び評議員の交通費については、実費相当分を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月5日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、1年間の報酬として第1回定時評議員会において支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、2017年6月19日から施行する。

○別表1 常勤役員

役職名	報酬額
理事長	給与規程A号給に準ずる
常勤理事①(事業所長)	正規職員給与規程に準ずる
常勤理事②(法人職員)	パート職員給与規程に準ずる

○別表2 非常勤役員及び評議員

(1) 理事

役職名	報酬額(源泉所得税差引後の額)
理事会への出席	10,000円(1回)

(2) 監事

役職名	報酬額(源泉所得税差引後の額)
理事会への出席	10,000円(1回)
監事による監事監査	10,000円(1回)
上記他、法人業務の為の出勤	10,000円(1回)

(3) 評議員

役職名	報酬額(源泉所得税差引後の額)
評議員会への出席	30,000円(年額)